

たまねぎ		387,933	9,973,869	1,313,305
トマト	夏 秋	77,091	4,200,035	5,661
	冬 春	43,993	2,887,295	256,168
	計	121,084	7,087,330	261,829
なす	夏 秋	31,454	1,784,102	73
	冬 春	45,891	3,079,890	119,622
	計	77,345	4,863,992	119,695
にんじん	春 夏	58,032	2,526,670	48,416
	秋	14,225	452,881	111,333
	冬	78,923	2,301,489	37,794
	計	151,180	5,281,040	197,543
ねぎ	夏	7,288	486,973	0
	秋 冬	41,810	2,451,331	0
	計	49,098	2,938,304	0
はくさい	春	35,953	679,891	35,787
	夏	80,450	1,836,142	0
	秋 冬	181,575	2,547,226	16,989
	計	297,978	5,063,259	52,776
ばれいしょ		90,050	2,663,641	0
ピーマン	夏 秋	22,433	1,446,235	0
	冬 春	42,485	3,623,983	647,718
	計	64,918	5,070,218	647,718
ほうれんそう	夏	808	130,956	0
	冬 春	29,811	2,362,643	60,231
	計	30,619	2,493,599	60,231
レタス	春	34,751	1,669,422	0
	夏 秋	99,180	4,076,279	175,842
	冬	108,541	7,400,072	1,372,714
	計	242,472	13,145,773	1,548,556
合	計	2,420,813	86,359,127	5,309,363

(3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、前年度に引き続き、地域農業振興上の重要性、国民消費生活安定上の重要性等の観点から、指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）並びに都市圏の野菜産地及び野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人（以下「野菜価格安定法人」という。）が行う価格差補給事業に対し、野菜供給安定基金を通じ助成を行った。

5年度においては、特定野菜として、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みつば、メロン（温室メロンを除く。）、やまのいも及びれんこん（合計27品目）ほか、ししとうがらし、わけぎ及びらっきょうが特にその供給の安定を図る野菜として地域を限定して特認野菜に指定されている。

なお、5年度においては、野菜価格安定法人が行う価格差補給事業に対して野菜供給安定基金が助成するために要する資金造成費として、同基金に対し7億1,169万円を助成した。

5年度においては野菜供給安定基金が実施計画を認定した価格差補給事業の実績は、次のとおりである。

交付予約数量 424,673 t

野菜価格安定法人必要造成額 131億6,617万円

野菜供給安定基金準備額 72億5,291万円

5年度分に係る価格差補給交付金交付額

9億6,834万円

同上の野菜供給安定基金助成額 3億5,355万円

(4) 野菜価格安定緊急対策事業

野菜売買保管等事業

作柄変動に伴う野菜の価格高騰に備えて、野菜供給安定基金を通じ、たまねぎ、キャベツ等を買入れ、保管し、これを価格高騰時又は高騰するおそれがある場合に売り渡す野菜売買保管事業を引き続き実施した。（たまねぎ等19,800 t、キャベツ等17,600 t）

また、台風等による野菜の生育初期被害に備えて、野菜供給安定基金を通じ、あらかじめキャベツ等の苗を契約生産し、被災時に産地からの申し込みに応じてこれを供給する野菜予備苗供給事業を5年度から実施した。（キャベツ等の苗393.2万本）

第3節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業行政

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、6年3月末現在で総数738組合（うち連合会は81）となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは6年3月末現在で59組合（うち全国を区域とする商工組合は12組合、連合会は14組合）となっている。

(2) 中小企業近代化の促進

ア 近代化計画及び構造改善計画の策定等

中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号）に基づく農林関連業種の指定業種、特定業種について近代

化計画の策定及び構造改善計画を作成した。具体的には、新たにしょうゆ製造業の近代化計画及び構造改善計画を作成し、また、普通合板製造業、小麦粉製造業、米穀卸売業、一般製材業及び農機具販売整備業の構造改善計画を前年度に引き続き実施した。

イ 金融税制上の助成状況

金融上の措置としては、中小企業金融公庫及び国民金融公庫による中小企業近代化促進貸付及び構造改善貸付（5年度貸付実績5件、3億1,400万円）のほか、中小企業事業団による一般、企業合同貸付を行った。

また、税制上の措置としては、特定業種に対する機械等の割増償却等の制度を適用した。

(3) 不況対策

貿易構造の変化や原材料の供給減等の影響を受けている農林水産関連業種については、中小企業体質強化資金助成制度の中の事業転換貸付の対象業種に指定し、金融上の特例を受けられるよう措置し、事業転換の円滑化等に努めた。

（農林水産関係の全国指定業種…17業種、同地域指定業種…5業種）

(4) 中小企業金融制度

ア 中小企業設備近代化資金助成制度

中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）に基づく中小企業設備近代化資金貸付については、5年度貸付総額412.2億円となっている。

なお、当省関係指定業者（34業種）に対する貸付状況は表8のとおりである。

イ 中小企業金融三機関による融資

中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金

表8 中小企業設備近代化資金貸付状況	
業 種	金額 (百万円)
農 林 水 産 業	4,217
(注) 中小企業庁調べ。(5年度)	

表9 5年度中小3機関の農林水産関係業種貸付実績
金額（百万円）

業 者	中小公庫	国民公庫	商工中金
食 料 品 製 造 業	156,355	72,767	280,055
木材、木製品製造業	74,696	105,349	266,758
計	231,051	178,116	546,813

- （注） 1 中小公庫、国民公庫、商工中金資料による。
2 食料品製造業には酒類を含む。
3 他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。
4 商工中金については、6年3月末現在の貸付残高である。

庫の5年度融資における貸付計画額はそれぞれ26,064億円、37,760億円、7,300億円（純増）であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表9のとおりである。

ウ その他

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による倒産関連保証制度の不況業種として、合板製造業及び木材チップ製造業が指定され、保証の特例措置が講じられた。

(5) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づく特定農産加工業として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、チーズ製造業、アイスクリーム製造業、牛肉調製品製造業の9業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業の2業種を指定しており、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画を実施するのに必要な長期、低利の資金及び税制措置を講じた。

2 一般企業行政

(1) 金 融 制 度

ア 日本開発銀行融資

日本開発銀行の5年度における資金運用は「平成5年度日本開発銀行の資金運用に関する基本方針」（平成5年6月15日閣議決定）に基づき、内外経済環境の変化に即応し、国民福祉の向上に資するため、我が国経済社会の安定的発展のための基盤の充実に図ることを基本とした政府融資が行われた。

貸付金の規模は2兆4,800億円であり、そのうち、当省関係の特枠として、福祉・食品関連枠120億円があり、食品流通対策、食品工業団地及び遠洋漁業の各資金が特掲されている。融資の実行に際しては、福祉・食品関連枠の各資金の融資をはじめ、飼料工場の建設等の融資について、同行に対し、融資対象企業の推薦を行った。

なお、融資状況は表10のとおりである。

表10 5年度日本開発銀行当省関係融資状況				金額 (百万円)
業 種				
食 品 流 通 対 策				9,100
食 品 工 業 団 地				100
飼 料 供 給 体 制				3,640
そ の 他				25,750
合 計				38,590
(注) 日本開発銀行調べ。				

イ 北海道東北開発公庫融資

北海道東北開発公庫の5年度における貸付規模は2,589億円で、そのうち当省関係の農林水産関連企業に対する融資状況は表11のとおりとなっている。

表11 5年度北海道東北開発公庫当省関係融資状況

業 種	金額(百万円)
てん菜糖製造業	250
飼料供給体制	6,750
その他の	10,185
合 計	17,185

(注) 北海道東北開発公庫調べ。

(2) 税 制

5年度の税制改正は「租税特別措置法の一部を改正する法律」が3月31日に平成5年法律第10号「地方税法の一部を改正する法律」が同日法律第4号としてそれぞれ公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日施行となった。

農林水産関連企業等に関係する5年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注) 「措」租税特別措置法 「地」は地方税法

ア 新設された措置

(国税関係)

(ア) 公害防止用設備の特別償却制度の適用対象に脱特定フロン等対応型設備が追加(措11,43)

(地方税関係)

(ア) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用対象に「太陽熱利用木材乾燥装置」を追加(地附15)

(イ) 流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正法に伴い、「製造業、小売業等の配送センター」を特別土地保有税の非課税措置(地586)及び事業所税の課税標準の特例措置(地701の41)の適用対象に追加。

イ 延長された措置

(国税関係)

(ア) 特定農産加工業経営改善臨時措置法等に基づく産業構造転換用設備を取得した場合等の特別償却制度(措44の4)

(イ) 事業協同組合等の保留所得の特別控除制度(措61)

(ウ) 特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例措置(措66の12)

(エ) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除制度(措10,42の4)

(オ) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額等の特別控除制度(措10の4,42の7)

(カ) 公害防止用設備の特別償却制度(措11,43)

(キ) 食品流通構造改善促進法に基づく店舗用又は倉庫用の建物等及び中小小売商業振興法に基づく共同利用施設の特別償却制度(措11の6,44の8)

(ク) 中小企業者等の機械等の特別償却制度(措12の2,45の2)

(ケ) 中小企業近代化促進法に基づき中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却制度(措13の2,46)

(コ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度(措18,52)及び同組合等が取得した固定資産の圧縮記録の特例措置(措66の10)

(地方税関係)

(ア) 営業用倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(地附15)

(イ) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(地附15)

(ウ) 食品流通構造改善促進法に規定する食品商業集積施設に係る事業所税の課税標準の特例措置(地附32の3の2)

(3) 食品産業技術対策

ア 新技術開発事業

飼食品産業センターが行う、食品産業全体に共通している技術問題等に関する開発研究に対し、前年度に引き続き助成を行った。

イ 中小食品企業経営基盤強化技術開発事業

中小食品企業の労働力不足等の問題を克服するために、中小食品企業が活用しうる省力化・自動化・軽作業化、作業環境の改善等の技術開発を効果的に推進するため、都道府県が行う労働力不足解消のための技術開発計画の策定、指導及び普及並びに食品企業及び異業種企業等が行う省力化・自動化・軽作業化、作業環境の改善等の技術開発に要する機械器具及び装置の試作等に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ウ 食品産業人材育成促進事業

食品産業の技術革新が進展する中で、企業経営の合理化・企業体質の強化に必要な人材の養成を推進するため、飼食品産業センター及び食品産業団体が行う食品の加工・分析技術等を習得するための長期技術者派遣研修、革新技術の普及等のための短期人材活性化研修、専門指導員による技術導入等に関するコンサルティングや地域に共通する技術課題についての巡回点検、指導等について、前年度に引き続き助成を行った。

エ 食品産業技術情報活動

良質な技術情報をオンライン等により中小食品企業に迅速に提供するため、飼食品産業センターが行う情

報の収集・提供体制の整備及び中小食品工場で発生するトラブルに迅速かつ的確に対処するため、人工知能(AI)機能を活用して、技術診断を支援するエキスパートシステムのソフトウェアの開発及び普及に対し、前年度に引き続き助成を行った。

オ 食品産業技術海外協力円滑化事業

開発途上国の現状に即した食品加工及び外食産業分野の技術協力を促進するため、民間団体が行う需要開発調査、技術者等の派遣・受け入れ等の事業に対し助成を行った。

カ 異業種提携中央推進事業

食品に対する消費者ニーズの多様化や、競争の激化等の食品産業をめぐる環境の変化に対応し、異業種企業や生産者との連携による技術交流を促進するため、平成5年度から新たに㈱食品産業センターが行う「異業種提携中央推進事業」に対し、助成を行った。

キ 食品機能の変換及び高度化技術の開発

多様な消費者ニーズに対応するため、細胞融合等のバイオテクノロジーの手法を駆使した、より優れた食品素材の開発を行うこととし、フードデザイン技術研究組合が行う「食品機能の変換及び高度化技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ク 食品産業における廃棄物再生利用技術の開発

食品産業において発生する副産物・廃棄物から新たに工業原料、食品素材等となる有用物質を効果的に抽出し、廃棄物の減量化等を行うため、食品産業エコ・プロセス技術研究組合が行う「食品産業における廃棄物再生利用技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ケ 食品中の生理活性物質の機能変換技術の開発

バイオテクノロジー技術及び生体分子の立体構造解析の手法等を用いて、新たな食品素材としての生理活性物質を設計・開発するための基盤技術の確立及び食品素材としての適性等の評価技術の開発を行うため、㈱農林水産先端技術産業振興センターが行う「食品中の生理活性物質の機能変換技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

コ 食品加工における熟練判断処理技術の開発

食品産業における消費者ニーズの多様化、商品のライフサイクルの短期化、労働力不足等への対応を図るため、熟練者の勘、経験で機械を操作する動作に匹敵する判断及び指令を行う判断処理技術の開発を行うこととし、食品産業インテリジェンスコントロール技術研究組合が行う「食品加工における熟練判断処理技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

サ 環境にやさしい食品包装技術の開発

快適な環境の保全を求める社会ニーズに対応し、食品包装としての機能を持ち、かつ、環境に対して負荷の少ない新しい食品包装・容器等の開発を行うこととし、食品産業エコロジカル・パッキング技術研究組合が行う「環境にやさしい食品包装技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

シ 食品産業微生物利用排水処理システム化技術の開発

微生物の代謝機能を活用して、従来法では処理の困難な食品産業排水の処理を総合的にシステム化するための技術開発を推進するため、平成5年度から新たに食品産業クリーンエコシステム技術研究組合が行う「食品産業微生物利用排水処理システム化技術の開発」に対し、助成を行った。

ス 食品産業利用バイオセンサー技術の開発

酵素や微生物等の持つ機能を用いたバイオセンサー(生物化学検知器)を食品製造における品質管理等に活用する技術開発を推進するため、5年度から新たに㈱農林水産先端技術産業振興センターが行う「食品産業利用バイオセンサー技術の開発事業」に対し、助成を行った。

セ 食品産業技術実態調査事業

食品産業の国際化の進展等に対応し、国際競争力の強化を図るため、5年度から新たに先端技術の実用化の動向等の調査を行った。

ソ 中小食品工場微生物制御適正基準策定事業

安全性志向等の消費者ニーズに対応して、微生物制御技術が高度化しているため、㈱食品産業センターが行う微生物制御技術の標準的な管理マニュアル作成のための「中小食品工場微生物制御適正基準策定事業」に対し、助成を行った。

(4) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施し、現在、OECD資本移動自由化規約に沿って例外4業種(農林水産省所管では、「農林水産業」がある。)を除き原則自由化されている。

農林水産省所管外資系企業は、本年度、156社に新たに外資が導入されたため、資本取引が原則自由化された55年度(現行外為法施行)以降6年3月末現在の累計企業数は2,419社となっている。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業又は真珠養殖業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、本年度171件、

10億1,700万ドルの投資が行われたため、6年3月末現在累計投資実績は、4,379件、89億2,600万ドルとなっている。

表12 農林水産省所管外資系企業数
(新規参入企業数)

(6年3月末日現在)

業種 \ 年度	2年度 末累計	3	4	5	累計
製 造 業	351	44	30	23	448
飲 食 業	288	39	21	16	364
農 林 水 産 業	57	2	2	3	64
輸出入販売業	1,158	105	89	107	1,459
そ の 他	66	2	9	7	84
合 計	1,920	192	151	156	2,419

(注) 1 農林水産省の届出受理実績による。

2 2年度末累計は55年度以降の累計である。

(5) 企業公害防止対策

ア 公害対策調査指導

(イ) 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

(ロ) 公害防止管理者等資格認定講習会等の実施

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に基づき、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場は、公害防止管理者等の設置が義務づけられている。この公害防止管理者等の資格は国家試験合格者又は主務大臣が行う公害防止管理者等資格認定講習の課程を終了した者でなければならないこととされている。農林水産省においては5年度において資格認定講習12回(地方農政局等が実施したもの8回、民間団体に委託して実施したもの1回)実施し、全体で548人が資格認定講習を終了した。また、既に公害防止管理者となっている者を対象として、その資質の向上を図るための研修会を開催した。

(ハ) 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局及び北海道環境科学技術センターにいわゆる「公害情報銀行」を設置し、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

(ニ) 公害防止施設整備投資調査

農林水産関連企業が公害防止施設等の設備投資をいかにしているかを的確に把握するため、公害防止

投資状況調査を実施した。

(ホ) その他

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づく所要の措置等を講じ企業公害防止の推進に努めた。

イ 公害防止管理者等資格認定講習の委託

地方農政局が設置されていない北海道では、北海道環境科学技術センターに委託して、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく、公害防止管理者等資格認定講習を実施した。

ウ 食品産業排水対策推進特別事業

食品産業の多くは中小零細企業で、資金力、技術力等が乏しいため、公害防止技術が低く、各種の排水規制に対処できない工場等が未だ多数存在することから、これら食品産業を対象に公害防止技術の向上、施設管理の適正化を図るために都道府県が行う特別指導に要する経費の2分の1を助成した。

(6) 農林水産関連企業環境対策

ア リサイクル推進協議会の事業

深刻な廃棄物問題を解決し、環境保全を図るためには、行政、産業界、消費者等が一体となって取り組むことが重要であることから、3年9月に「リサイクル推進協議会」(117団体うち農林水産省関係18団体)が設立され、毎年10月をリサイクル推進月間とし、リサイクルの啓蒙普及活動など広範なリサイクル国民運動を展開することとなった。

5年度においては、第2回の「リサイクル推進功労者等表彰」を行い、関係各省庁の大臣・長官賞及びリサイクル推進協議会会長賞の表彰事業を実施した。

イ 「リサイクルの週」特別展示

近年の経済成長、国民生活の向上に伴い廃棄物が増大し、その処理・処分が社会問題化している中で、この問題を解決し、環境の保全を図るためには、国民の使い捨てライフスタイルを改め、限りある資源を繰り返し利用するリサイクル社会への転換を図って行くことが必要であるとの観点から、4年度から「消費者の部屋」において、食品の容器を中心に食品企業等から排出される廃棄物の各種リサイクル製品の展示を「リサイクルの週」特別展示として実施した。

3 食品産業行政

(1) 食品産業基本政策の樹立推進

食品産業政策を総合的に推進するため、食品産業界関係者及び学識経験者等の参集を得て、食品の加工・流通部門及びこれらをめぐる環境の変化、今後のあり方等について検討を行うとともに、食品製造業の生産・出荷・在庫の動向及び食品産業における労働力需

給の実態等の調査、分析を行った。

(2) 食品産業における環境対策の総合的推進

食品産業における環境対策については、食品の生産、流通、消費の各段階を通じた廃棄物の減量化・再資源化に対する取組を促進することが求められている。

このため、①総合的戦略の樹立等②食品工場排水汚泥・大豆加工食品副産物（オカラ）の利用効率化③食品容器のリサイクル④外食産業廃棄物の減量化等の事業を実施し、総合的な取組を行った。

また、平成6年3月には⑤食品需給研究センターに補助して「食品産業環境対策総合推進理念」を策定し、環境と調和のとれた社会の構築に向けた対策を推進した。（予算額 9,032万9千円）

(3) 地域農水産物の加工利用の促進

農水産業サイドと食品産業サイドの連携を強化し、地域農水産物の生産、加工、流通の各プロセスを有機的に結びつけることにより、地域で生産される農水産物の加工利用を促進し、地場産業の振興を図るため、地方公共団体や地域の試験研究機関の指導の下に、地域農水産物を原料とする新規食品の開発、施設の整備、技術の向上、異業種との提携による技術開発、情報の収集・提供、原材料の安定取引の推進等を行った。特に、地域食品の販路の拡大のため、英国及びシンガポールの百貨店等にアンテナショップを設置し、地域食品の展示・即売を行うとともに、海外の消費者ニーズを把握するための調査を実施し、海外市場開拓を推進した。（予算額 8億8,929万5千円）

(4) 立地対策

ア 工場立地法に基づく立地指導

工場等の立地の適正化を図るため、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき指導を行った。

農林水産省関連業種で5年度中に工場立地法に基づく届出があったものは317件であった。

イ 食品工業団地形成

(ア) 食品工業を取り巻く情勢は、近年、公害規制の強化等著しく厳しさを増してきている。このため、原料の輸入、加工食品の生産及び流通を一体化した食品工業団地の形成を推進し、加工食品の効率的生産体制の整備、生産、流通機能の結合・共同化、流通形態の合理化、排煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、加工食品の安定供給、生産性の向上による食品企業の国際競争力の強化、公害の防止に努めることとしている。

(イ) 食品工業団地については、39年度以降食品工業対策懇談会等において、マスタープランを策定し、その形成を促進してきたが、45年9月に「食品工業団地

形成促進要綱」（45農経C第2903号農林事務次官依命通達）を制定して、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、4年8月から農林水産大臣認定団地に準ずる効果が認められる食品工業団地を対象とした食品流通局長認定団地制度を新たに創設し、日本開発銀行等の特別資金枠による融資のあっ旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5か所である。

(5) 外食産業対策の推進

ア 外食産業に対する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等への確かな情報、調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

イ 中食市場の動態の調査

中食市場の拡大に対応して、中食市場の市場構造や産業特性等について、委託調査を実施した。

ウ 外食産業の経営の近代化

(ア) 中小飲食業経営者等への教育研修を行うとともに、外食産業の合理的な表示システムの策定等を行う外食産業経営基盤強化対策事業について、その経費の一部を助成した。

(イ) 営業給食における経営意向等を調査し検討する外食産業経営改善指導事業に対して、その経費の一部を助成した。

(ウ) 集団給食の経営を改善し合理的に促進するための集団給食経営合理化マニュアル作成事業に対して助成した。

(エ) 惣菜産業の経営実態等を把握し品質管理の向上を図る惣菜産業経営実態調査事業に対して、その経費の一部を助成した。

エ 食材対策の推進

(ア) 外食向け主要食材の安定確保を図るため、外食産業主要食材利用実態基礎調査事業に対し助成した。

(イ) 地域の活性化と外食産業の振興を図るため、外食産業における未利用食材の開発・促進する事業に対し助成した。

オ 地方における外食産業対策

(ア) 地域における外食産業の健全な発展に資するため、地方公共団体に対し地域外食産業経営合理化対策事業に要する経費の一部を助成した。

(イ) 外食産業を核として、地域の自然環境、農林水

産物、観光資源等を活かした食のふるさとづくりの推進を図るため、地方公共団体に対して食のふるさとづくり推進モデル事業に要する経費の一部を助成した。

(ウ) 都府県担当者、地域の外食事業者を対象として、外食産業施策、外食産業の動向等について情報交換等を行う「外食産業地方連絡協議会」を各地方農政局において開催した。

カ 環境対策の推進

外食産業の廃棄物の実態の調査分析、廃棄物減量化等についての課題の整理及び対策の検討、優良事例の紹介・普及等を行う事業に対し助成した。

第4節 消費者保護行政

1 JAS制度の拡充改善

(1) JAS制度の拡充

豊かでゆとりのある国民生活の実現が、現下の政策課題となっている中で、食生活についても、量から質への志向、健康・安全志向、本もの志向等の消費者ニーズの変化に応えた政策展開を図ることが重要になっており、消費者側と供給者側との相互の信頼を高めるため、食品の規格・表示に関する制度である「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)について、①特色ある生産方法又は原材料に着目した特定JAS規格の導入及び②日本農林規格(JAS規格)の制定が困難な食品の品質表示基準の制定を内容とする改正を平成5年7月に行った。又、日本農林規格及び品質表示基準の拡充に努めた。

ア 日本農林規格(JAS)

5年度における日本農林規格の主な改正の状況は、表13のとおりであり、JAS規格数は395である。

表13 日本農林規格の主な改正の状況

品 目	告示年月日	告示番号
飲食品及び油脂	6.3.1	435
枠組壁工法構造用 たて継ぎ材	6.3.25	590

イ 品質表示基準

5年度における品質表示基準数は46である。

また、この基準制度の資料とするため、消費者団体に委託して市販されている加工食品の表示実態等調査を実施した。

ウ JAS制度の海外開放

外国製造業者の46工場について新たに承認・認定を行い、合計203工場となった。

また、外国承認・認定工場に係る格付を行うための検査データの受け入れ対象となる指定外国検査機関(FTO)は、6機関である。

エ 監視体制の整備

JAS制度の適正な運用を期するため、全国10か所の農林水産消費技術センター(支所)において、市販品検査及び店頭調査を実施したほか、JAS登録格付機関及び承認・認定工場(外国承認・認定工場を含む。)の実態調査を行い、そのJAS業務の適正化及び品質管理の徹底について指導監督するとともに、工場等の品質管理担当者に対する講習等を行った。

品質表示基準については、食糧事務所を活用して食品(輸入品を含む。)の買い上げによる遵守状況の点検調査を実施した。

また、都道府県知事に対する権限の委任により、JAS制度の監視を徹底した。

オ JAS制度に係る啓発普及

11月のJAS普及推進月間を中心として、テレビ、ラジオの放送、啓発普及ポスターの作成、JAS普及啓発及びJAS一日教室を開催した。また、JAS製品を優先的に展示・販売する店として認定された「JAS協力の店」等を拠点に、JAS製品についての消費者啓発等を行い、JAS制度の普及推進を図った。

(2) 地域食品の品質向上と表示の適正化

豆腐、こんにゃく、納豆、かまぼこ等の地域食品の品質向上に資するための地域食品認証制度(実施主体は都道府県)を推進した。

(3) 特別表示食品適正化認証事業

近年の消費者の健康志向等を反映して「有機」、「〇〇地鶏」或は、地域特産的な特別表示食品が出回っているが、これらの食品は①公的な基準がないこと②その表示の真偽が確認できない等の問題がある。このため、このような食品について都道府県が基準の策定を行い、表示と内容の保証を行う等を内容とする新たな認証制度を創設し、基準に適合した食品に統一的な認証マークの表示を付する事業に対して、都道府県に助成を実施した。

なお、平成5年度までに、16県で105品目(ふるさと認証食品を含む。)の基準が設定されている。

(4) 国際食品規格計画

昭和37年にFAOとWHOが共同で始めた国際食品規格計画は140か国以上の加盟の下に作業が進められており、我が国は5年度において総会、食品添加物・汚染物質部会、食品表示部会、分析サンプリング法部会、魚類・水産製品部会、穀類・豆類部会等に出席し、規格作成の討議に参加するとともに、各規格作成のス

トップに応じ、それぞれ必要な意見を提出した。

2 品質表示の適正化

(1) 有機農産物等の特別表示ガイドライン

有機農産物等の生産及び流通の円滑化を図り、消費者の適正な選択に資するよう、平成4年10月に「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を設定し、「有機農産物」、「無農薬栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」等の定義やその表示方法等を定めて平成5年4月1日から実施し、その趣旨の徹底を図った。

(2) 新食品等の品質表示ガイドライン

新食品等の品質表示の適正化を図るため、新たに「落花生」についての品質表示ガイドラインを設定したほか、既設定品目のガイドラインについても、その普及を推進した。

(3) 食品表示問題懇談会

平成4年3月に設置した、食料消費、食品製造、食品流通に関する学識経験者等からなる「食品表示問題懇談会」において、食品の日付表示について様々な角度から検討を行った結果、平成5年11月「今後の食品の日付表示については、原則を製造年月日表示から期限表示へ転換することが適当」との報告が取りまとめられた。

3 食料消費・食生活に関する消費者啓発及び情報提供

我が国の食生活は、昭和40年代の半ば以降、平均的には栄養バランスのとれた「日本型食生活」ともいえるべき健康的で豊かな食生活が実現・形成されている。しかし、全体として脂質摂取比率の上昇は続いており、とりわけ若年令層においてはすでに脂質過多等の問題も見られるようになってきている。

このため、ライフスタイルの変化等食をめぐる環境の変化に対応して、「日本型食生活」の一層の定着促進を図るため、食生活に関する様々な情報提供や啓発を行った。

(1) 食生活情報提供事業

食生活に対する消費者意識の変化に的確に対応していくため、食情報ステーションの設置、情報誌の発行等、多面的かつ総合的な情報提供を行うとともに食料消費の改善に資するため新聞の発行、農業教室の開催を行う事業を民間団体に助成して実施した。

(2) ライフスタイル別食行動・食料消費動向調査事業

我が国の優れた食文化を維持、発展させつつ、長期的視点に立って、環境の変化に応じた望ましい食生活を一層定着させるため、現在の食をめぐる環境とこれ

を反映したライフスタイル別の食行動、食料消費の実態を調査、分析することにより、望ましい食生活の定着のための基礎資料を整備する事業を民間団体に委託して実施した。

(3) 食料品等消費改善放送事業

食料品等の消費の啓発をテレビを通じて国自らが行う（中央分）とともに、地域に密着した合理的な食生活に関する消費者情報等をテレビを通じて行う事業（地方分）及び地域に密着した生鮮食料品等に関する情報を消費者団体が主要都市の消費者を対象にテレフォンサービスによって提供する事業に対し民間団体に助成して実施した。

(4) 消費者啓発資料等の作成等

食料品等の消費の改善合理化に資するため印刷物等の作成・配布を通じ、農林物資の商品知識に関する消費者啓発を総合的に行うほか、食料消費対策の総合的、効率的実施のための推進基盤を整備するため、消費者、生産者、食品企業等からなる協議会等を開催した。

(5) 全国食文化交流プラザ事業

消費者、業界等の食文化に関心のある人々が一堂に会し、我が国の望ましい食生活のあり方について相互に情報を交換したり、食卓に向けての新たな提案を行う場を設け、①食文化、食生活に関する国際シンポジウム、②食文化、食生活に関する新たな提案等のコンクール、表彰の実施、③食文化、食生活に関する公開研究集会の誘致等を行う全国食文化交流プラザ事業の第3回を熊本県において実施した。

(6) 環境と調和した食生活検討事業

消費者にとっては、環境に配慮した食行動を取るために、食行動（購買、調理、後片づけ、リサイクルなど）の各段階で具体的に何をどう改善したらよいのかなどについての的確な情報が不足していることから、消費者が環境に配慮した食行動をとる際に拠り所となるもの（指針）を作成する事業を民間団体に委託して実施した。

4 消費者対応体制の整備等

(1) 消費者相談処理体制の整備

食品の規格・表示・安全性等をめぐる相談に対処するため、本省、地方農政局、農林水産消費技術センター及び食糧事務所等を通じて相談処理体制の充実を図るとともに、苦情の迅速な処理に資するため、都道府県及び民間団体に助成して、都道府県及び加工食品業界の苦情処理体制の整備を図った。また、近年の食料品に関する苦情件数の増加、内容の複雑化に対処するため、消費生活センターの職員等を対象に消費者苦情

相談を処理するために必要な知識及び技術に関する研修を実施するとともに、食料品の商品テスト技術に関する情報交換等を目的として通商産業省と共催で連絡会議を開催した。

(2) 消費者の意向の行政への反映

JAS制度の運用の適正化及び行政への消費者の意向の反映を図るため、食料品消費モニター（全国主要都市に1,021名設置）を活用して各種調査を実施するとともに、消費者と行政の懇談会を中央及び地方において実施した。

また、「消費者の部屋」において、引き続き各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により適正な情報提供、消費者啓発を図るほか、消費者相談に的確に対応した。

一方、地方農政局等においても、引き続き「消費者の部屋」等を活用し、各種資料の展示等により適正な情報提供を行い、地域消費者と農林水産行政とのコミュニケーションを図った。

第5節 砂糖類対策

1 砂糖の需要及び価格の動向

(1) 砂糖の需要

我が国の砂糖の需要量は、近年260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成3年以降消費が低迷している。これに対する供給量は、てん菜糖、甘しゅ糖を合わせた国内産糖が80万t前後、輸入甘しゅ糖が160万t台となっている。

平成5砂糖年度（5年10月～6年9月）の需要量は、248万tとなった。国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、登熟期の天候に恵まれ、歩留まりが上昇したものの、生育初期の日照不足により根部の肥大が進まなかったことから、前年の62万6千tより減少して60万2千tとなった。一方、甘しゅ糖は、台風等の被害により、分みつ糖で17万9千t（精糖換算）（前年20万4千t）、含みつ糖で8千t（前年度9千t）と減少した。

(2) 糖価の動向

国際糖価は、国際需給のタイト感の強まりにより徐々に上昇し、5砂糖年度平均のニューヨーク相場（粗糖、現物）は、ポンド当たり11.24セントとなった（前年度9.58セント）。

一方、国内糖価は、国際糖価の上昇はあるものの、円高の影響及び6年4月の砂糖関税の大幅値下げにより低下し、5砂糖年度における卸売価格はkg当たり

160円（東京市中相場）となった（前年度171円）。

2 糖価安定法の運用状況

「砂糖の価格安定等に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「法」という。）の運用に当たっては、砂糖及び異性化糖の生産・流通・消費各方面の関係者からなる甘味に関する協議会に諮った上、年間及び各四半期ごとの砂糖及び異性化糖の需給見通しを策定し、砂糖及び異性化糖の需給の適正化に努めた。

3 砂糖類の価格安定

(1) 安定上下限価格等

5砂糖年度に適用される安定上下限価格等については法第3条、第10条、第18条の2及び第18条の6の規定に基づき、次のとおり定められた。なお、平成6年4月1日から砂糖関税が引き下げられたことにより、国内産糖合理化目標価格が改定された。

安定上限価格	t当たり	15万9,300円
安定下限価格	t当たり	2万6,300円
国内産糖合理化目標価格		

(5年10月～6年3月)	t当たり	12万7,700円
--------------	------	-----------

(5年9月14日農林水産省告示第1131号)		
------------------------	--	--

(6年4月～6年9月)	t当たり	14万9,200円
-------------	------	-----------

(6年3月31日農林水産省告示第608号)		
-----------------------	--	--

調整率		33.22%
-----	--	--------

(5年9月14日農林水産省告示第1132号)		
------------------------	--	--

異性化糖調整基準価格	t当たり	20万7,545円
------------	------	-----------

(5年9月14日農林水産省告示第1133号)		
------------------------	--	--

異性化糖調整率		10.09%
---------	--	--------

(5年9月14日農林水産省告示第1134号)		
------------------------	--	--

(2) 最低生産者価格

5年には種されたてん菜の最低生産者価格については、法第21条の規定に基づき、基準糖分が16.6度以上16.9度以下のものに対応する最低生産者価格がt当たり1万7,310円とされるとともに、糖分格差が0.1度につき140円と定められた（5年10月22日農林水産省告示第1234号）。また、5砂糖年度に収穫されるさとうきびの最低生産者価格は、法第21条の規定に基づき、ブックス19度以上のものについては、t当たり2万190円、19度未満16度以上のものについては、t当たり1万8,440円と定められた（5年11月5日農林水産省告示第1296号）。これらの最低生産者価格のほかに、てん菜については、てん菜経営の高効率化と合理的な輪作体系に基づく計画的なてん菜生産への生産者の取組みを強化するため、てん菜高効率計画生産推進費がt当たり190円措置された。

また、さとうきびについては、平成6年に迫った品質取引への円滑な移行に万全を期すこと等を目的に、品質取引緊急整備対策費が1当たり350円措置され、その一部が農業団体等の指導費等に充てられることとされた。

(3) 国内産糖及び国内ぶどう糖の買入価格

法第22条及び第27条の規定に基づき、5砂糖年度に適用される国内産糖及び国内産ぶどう糖の蚕糸砂糖類価格安定事業団買入価格は、次のように定められた。

てん菜糖 1当たり 18万4,061円
(5年10月12日農林水産省告示第1235号)

甘しや糖 鹿児島県産 1当たり 26万9,448円
沖縄県産 1当たり 26万7,079円

(5年11月5日農林水産省告示第1297号)

なお、てん菜の原料糖対策費(190円/1)並びにさとうきびの品質取引緊急整備対策費(350円/1)は、蚕糸砂糖類価格安定事業団買入価格に織り込んである。

ぶどう糖

無水結晶ぶどう糖 1当たり 21万8,875円

含水結晶ぶどう糖 1当たり 19万6,730円

精製ぶどう糖 1当たり 19万859円
及び全糖ぶどう糖

(5年11月10日農林水産省告示第1331号)

なお、ぶどう糖については蚕糸砂糖類価格安定事業団による売買は行われなかった。

4 いも、でん粉対策

(1) でん粉の需給及び価格の動向

ア でん粉の需給

5でん粉年度(5年10月～6年9月)におけるでん粉の需給量は、278万541(前年度275万6千1)が見込まれる。

また、供給については、国内産いもでん粉の生産が甘しよでん粉6万1(前年度9万3千1)、馬鈴しよでん粉が27万2千1(前年度25万6千1)となり、これにコーンスターチ224万4千1(前年度221万5千1)、輸入でん粉17万1(前年度14万4千1)、小麦でん粉3万9千1(前年度4万1千1)を加えたでん粉の総供給量は、278万5千1(前年度274万9千1)が見込まれる。

イ 価格の動向

5でん粉年度におけるでん粉の卸売価格(年度平均)は、コーンスターチが1当たり7万7,500円(前年度7万7,500円)、馬鈴しよでん粉が1当たり16万3,000円(前年度16万3,000円)、であった。(東京市中相場)

(2) いも、でん粉対策

ア 農産物価格安定法(昭和28年法律第225号)第5条第1項の規定に基づき、5砂糖年度の原料用甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の政府買入基準価格は、次のとおり定められた。(5年10月20日農林水産省告示第1225号)

(ア) 甘しよ及び馬鈴しよの原料用基準価格

甘しよ	1当たり	2万5,469円
	(前年度)	2万5,469円)
馬鈴しよ	1当たり	1万4,410円
	(前年度)	1万4,410円)

(イ) 政府買入基準価格

甘しよ生切干	1当たり	10万590円
	(前年度)	10万590円)
甘しよでん粉	1当たり	14万1,574円
	(前年度)	14万1,574円)
馬鈴しよでん粉(精粉)	1当たり	11万7,224円
	(前年度)	11万7,224円)
馬鈴しよでん粉(未粉)	1当たり	11万6,263円
	(前年度)	11万6,263円)

イ また、甘しよの取引指導価格を31,870円/1(うち奨励金6,151円/1)と定めるとともに、また、著しい不作の中で原料用甘しよの集荷の円滑化を図るため、別途200円/1の「原料用甘しよ臨時集荷特別措置」を5年産限りのものとして措置し、農家手取りの確保を図った。

ウ 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱き合わせにより消化に努めた。

(3) ぶどう糖の生産及び価格の動向

4でん粉年度におけるぶどう糖の生産量は12万2千1(うち、規格ぶどう糖9万1)であり、価格は122.5円/kg(含水結晶ぶどう糖、東京市中相場)であった。

(4) 異性化糖の生産及び価格の動向

4でん粉年度における異性化糖の生産量は67万1(標準異性化糖ドライベース)であり、価格は87.0円/kg(果糖55%もの、東京市中相場)であった。

第6節 食品油脂行政

1 加工食品

(1) 調味料(みそ、しょうゆを除く)

ア 食酢

平成5年度の食酢類の生産量は39万1,700klであ

り、前年と比較して0.1%増加した。このうち醸造酢は38万5千klで全体の98%を占めている。

総務庁家計調査によると1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、昭和40年の2.5ℓから50年には2.7ℓ、60年には3.04ℓと増加してきたが、近年は減少傾向に転じ平成5年度は2.5ℓ(前年比1.1%減)であった。

イ ソース類

5年度のソース類の生産実績は、41万4千klで、前年度に比べ4.2%増加している。種類別にはウスターソース4万5千kl(前年比1.8%減)、中濃ソース3万4千kl(同0.3%減)、濃厚ソース3万2千kl(同0.7%減)となっているほか、タルタルソース、中華ソース等の専用ソースが増加している。

世帯当たりの年間購入数量(全国)は、総務庁家計調査によると40年の2.58ℓから2年の1.74ℓと減少傾向にあったが、その後増加に転じ、平成5年は1.98ℓとなった。

ウ ドレッシング類(ドレッシング、マヨネーズ)

5年のドレッシング類の生産量は、31万8千tで前年に比べ5.1%増加した。このうちマヨネーズは22万1千t(前年比1.1%増)となっている。

近年、食生活の多様化の進展する中でマヨネーズ以

外の液状ドレッシング等の需要が伸びている。総務庁家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの一世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成5年には4.50kg(前年比0.7%減)となっている。

エ カレー及びからし粉

5年度のカレー生産量は、9万7千tで前年と比べ0.5%の増となった。このうちカレー粉は約2.6千t、カレールーは9万5千tであった。

なお、総務庁家計調査によると、カレーの一世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成5年は2.04kgと前年に比べ0.5%増加した。

5年度のからし粉の生産量は、9,425tで前年度(10,652t)に比べ11.5%減少した。

オ グルタミン酸ソーダ

5年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比5.6%増の約8万8千tであった。うち、国内販売量は、約8万4千tで前年比1.4%の増加となっているが、輸出量は672tと16.4%の増加となっている。

一方、輸入量は、発酵法の国際的な普及により、韓国、インドネシア等での生産量が増加しているのを受け、前年比16.0%増の30,398tとなっている。

表14 調味料の生産量の推移

種 類	単 位	3 年度	4 年度	5 年度		
				生産量	前年比 (%)	企業数 (社)
食 酢	千 kl	386.1	391.2	391.7	100.1	約500
ソ ー ス	"	383.4	397.4	413.9	104.2	約250
*ドレッシング類	千 t	295.6	303.0	318.3	105.1	10
カ レ ー	カ レ ー 粉	2.4	2.4	2.6	108.3	} 約30
	カ レ ー ル ウ	96.0	94.6	94.9	100.3	
*グルタミン酸ソーダ	"	83.0	83.6	88.3	105.6	7
か ら し 粉	"	9.5	10.7	9.4	88.5	20

(注) 1 *は暦年であり、その他は会計年度である。

2 資料：食品流通局食品油脂課調べ。

(2) 清 涼 飲 料

ア 企業概況

清涼飲料製造業の大部分は、中小飲料メーカーであるが(5年末現在総企業数650社のうち中小企業は約9割を占めている。)、これらは外資系及び国内大手飲料メーカーのマセールの攻勢に圧倒され、年々その市場占有率の縮小を余儀なくされている。このため、大手メーカーと競合する製品を避け、ラムネ及び一部のサイダー、果実水等の生産を行っているが、経営の悪化等により企業は減少している。

イ 需要動向

清涼飲料の需要は、55年以降、記録的な冷夏などの天候不順、消費者の嗜好の変化、景気の低迷に伴う消費支出の伸び悩みなどに影響を受けたが、缶飲料の需要増加等により、平成3年は7%、4年は1%と低調ながらも伸びを示している。

しかし、5年については、記録的な冷夏及び多雨という異常気象並びに長引く不況による個人消費の冷え込み等により前年比1%減と13年ぶりのマイナスとなった。

ウ 安全確保対策

炭酸飲料の破瓶対策としては、49年3月に炭酸飲料

瓶詰(内容積400ml以上、炭酸ガス圧力2.5kg/cm²以上のもの)が消費生活用製品安全法(48年6月公布)の特定製品に指定され、50年6月5日以降安全マーク(㊟)の付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列してはならないこととなった。また、60年12月同法の改正により、「第二種特定製品」が新設された。これは、国が定めた安全基準を事業者自らの責任で確認する、いわゆる自己認証制を採用したものであり、炭酸飲料瓶詰は第二種特定製品に指定されている。

エ 中小企業対策

清涼飲料業界の構造は、寡占化が進み、コーラ飲料等生産量の多い商品群については、大企業による独占の状態を出現している。

一方、中小企業は焼酎割用飲料などの新製品開発による活路開拓に努めているが、企業間の販売競争は一同と熾烈化し、その経営基盤は脆弱化している。このような状況に対処し、業界の近代化を図るため、清涼飲料製造業については、設備近代化資金の対象業種の指定を延長したほか、沖縄県の炭酸飲料(コーラ・ナットを原料とするものを除く)、果実飲料製造業について中小企業近代化促進法に基づく業種指定を行うなどの施策を講じている。

また、雇用保険法に基づく雇用調整助成金(5年12月1日から1年間)や中小企業信用保険法に基づく優遇措置(6年1月1日から6ヶ月間)の対象とした。

オ 環境問題への対応

平成3年4月26日に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

カ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会的問題になったため48年から民間団体を指導して、空かんの投げ捨て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓蒙を図るとともに飲料容器の散乱防止

表15 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	(単位: 千kl)			
	3年	4年	5年	5/4
炭酸飲料	3,040	2,975	2,880	96.8%
果実飲料	2,402	2,219	2,058	92.7%
コーヒー飲料	2,500	2,375	2,400	101.1%
スポーツドリンク	900	843	785	93.1%

方策の検討を行っている。

なお、飲料容器のリサイクルを促進するため補助事業として同協会において「食品容器リサイクル対策事業」を実施した。(5年度補助金 3,535万6千円)

(3) コーヒー

ア 企業概況

レギュラーコーヒー製造業は、明治初期から発展してきた産業であるが、比較的小資本による経営が可能なることから、そのほとんどは中小零細企業で占められ、現在400企業が操業している。

この業界は、43年に中小企業近代化促進法による業種指定を受け49年まで設備の近代化、合理化を行い6工場で共同焙煎工場の設立をみるなど相応の効果を挙げたが、未だその経営基盤は弱い。

一方インスタントコーヒー製造業は、35年から生産が開始された比較的新しい業種であり、現在3企業が操業している。しかし、その生産量のほとんどは外資系2社に集中している。

イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は30か国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシア等である。また、5年の輸入量は31万2,500tであり、近年30万t前後の高水準で推移している。

インスタントコーヒー(無糖)の輸入は、需要の伸びから前年に比べ増加し、5年は、17か国から5,827tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、エクアドル、独等である。

また、コーヒーエキスの輸入も、主な用途であるコーヒー飲料の需要の伸び悩みからは前年並であった。

なお、コーヒーの国際相場は、60年にブラジルの干ばつから暴騰した後は、国際コーヒー機関の経済条項の停止を経て低迷しており、我が国の輸入価格も円高とも相まって5年平均で1kg当たり182円と61年平均の26%程度の単価となっている。

表16 コーヒー供給量(輸入量)の推移

	(単位: t)			
	3年	4年	5年	5/4
生豆	301,050	293,422	312,524	106.5%
いったコーヒー	1,905	2,081	2,687	129.1%
インスタントコーヒー	5,857	5,032	5,827	115.8%
エキス・エッセンス	25,775	18,926	19,540	103.2%

ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、主として喫茶店、ホ

テル、レストラン等業務用(約6割弱)であるが、年々家庭用が伸びている。

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用(7割強)である。

全体の需要傾向としては、52・53年の原料高による落ち込みを除き、年々順調に増加している。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は31万t(5年)であり、その内訳はインスタントコーヒー用10万2千t、レギュラーコーヒーその他用20万8千tと推計されている。

エ 国際コーヒー協定

(ア) 協定の目的

コーヒーの貿易に関する国際協力を通じ、消費者にとって公正な、また生産者にとって採算がとれる水準にコーヒー価格を安定せしめ、世界のコーヒー需給の合理的均衡を図るとともに、発展途上にあるコーヒー生産国の経済の発展に寄与することを目的とする。

(イ) 経緯

1962年に協定が成立し、以降68年、76年、83年協定と引き継がれてきた。これらの協定はいずれも、輸出国には輸出割当、輸入国には加盟国以外からの輸入の制限を課すとの経済条項を通じて、一定の価格帯内に国際市況を維持しようとするものであった。

ところが、80年代後半になると協定加盟国市場と非加盟国市場の間での二重価格問題が発生したため、89年7月に輸出割当制度等の経済条項が停止され、83年協定は94年9月まで経済条項停止のまま4度延長された。

この間、92年4月に市場志向型の新協定の交渉を行うことに合意がなされ、以降7回の交渉会合等が行われたが、自由市場に近い制度を指向する米国を中心とする消費国とより高い価格水準を保証する制度を求めるブラジル等の生産国で意見が対立し、93年3月で交渉は決裂し、93年9月には米国が協定を脱退するに至った。

その後、93年10月の理事会以降、再び新協定策定の交渉が再開され、94年3月の理事会で、経済条項抜きの新協定(94年協定)が成立した。

(ウ) 新協定の主な内容

輸出割当制度等の経済条項のないものであり、統計の整備、情報交換が中心となる。

なお、交渉の過程で、生産国は、一定の条件を満たせば輸出割当等の経済条項が自動的に導入される案を主張したが、消費国が反対し、結局第30条に「理事会は、コーヒーの需給を均衡させる措置を含む新しい協定の交渉の可能性について検討することができる」と

の規定を置くこととなった。

オ 表示に関する公正競争規約

「不当景品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付で告示され、平成5年5月28日から施行されている。

コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する国民の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶にあってはスチール缶である旨の識別表示の導入を平成5年5月28日以降自主的に表示することとしている。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源、再利用等についても検討することとしている。

(4) 菓 子 類

ア 5年における菓子類の国内生産量は、個人消費の低迷等から市場をリードする強力なヒット商品が見られなかったことなどから、209万5千t(前年比0.3%減)と9年ぶりに前年を下回った。品目別には、チューインガム(前年比2.2%増)、和生菓子(同1.5%増)、洋生菓子(同1.1%増)、スナック菓子(同0.3%増)、などは増加したが、米菓(同5.1%減)、チョコレート(同2.0%減)、飴菓子(同1.7%減)、などは減少した。

また、生産額も2兆5,736億円と前年比0.9%の減少となった。

一方、5年における輸入量は、約5万7,506t(前年比13.2%増)となり、輸入額は約264億円(同1.4%増)となった。品目別には、チョコレート菓子、砂糖菓子、キャンデー類、ビスケット類の4品目で菓子類の輸入量の約7割を占めている。

また、輸出は2万2,024t(対前年比9.9%減)と菓子類の輸出量は生産量の1.1%とわずかなものである。

イ 中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、中小企業設備近代化資金貸付制度の対象業種に指定(47年度以降)しており、また、製造小売業については、生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定(43年度以降)している。

ウ 更に、中小企業の経営の特質を生かした製品開発、国産農産物(特定地域農産物)の利用技術の開発等に要する経費の一部を飼食品産業センターを通じて

平成2年度より特定地域農産物利用菓子開発・普及促進事業として実施し、助成している。

エ 1986年国際ココア協定は1987年1月に発効し、我が国も87年7月に正式に加盟した。この協定は、価格安定を目的とした緩衝在庫制度及び補完措置を定めており、下落したカカオ豆価格を支えるため、25万tの緩衝在庫を保有している。

88年3月以降、安定価格帯の修正及び課徴金の未払問題等、生産国グループと消費国グループの意見が対立し、紛争状態となり、国際ココア協定の価格介入機能は停止状態となっていた。

90年3月の国際ココア理事会において、安定価格帯の修正、課徴金の未払問題、現協定の延長問題等についての検討がなされた。この結果、90年4月15日以降、

カカオ豆の課徴金徴収を停止するとともに、現協定は、90年9月末で期限切れになるため、これを10月以降、経済条項抜きで2年延長することが決定され、その後、91年12月の理事会では、更に93年9月までの延長が決定されている。

現協定に代る新たな協定作成のための国際ココア理事会が92年4月より93年7月まで5回にわたり開催された。新協定協議では、経済条項をめぐり生産国グループと消費国グループの間での意見調整がつかなかったが、これまでの市場介入型の措置（緩衝在庫制度及び補完措置）を導入せず、生産管理計画及び消費振興による需給の均衡を確保する措置を採用した新協定（93年ココア協定）が93年7月に国連ココア会議において採択された。

表17 菓子の需給

		(単位：数量・千t, 金額・億円)														
種	類	年次 〔1～ 12月〕	国内生産A			輸入B		輸出C		A+B-C=D			B/D			
			数	量	金 額	数量	金額	数量	金額	数	量	金 額	数量%			
ベ	ー	カ	リ	ー	製	品	3	1,048.5	12,634.0	16.2	62.4	15.1	104.7	1,049.6	12,591.7	1.6
〔	焼菓子、ビスケット、米菓〕	4	1,049.4	12,725.0	17.6	70.3	15.5	112.5	1,051.5	12,682.8	1.7					
		5	1,027.3	12,472.0	21.1	76.1	14.6	102.6	1,033.8	12,445.5	2.1					
砂	糖	菓	子	3	851.9	9,881.0	19.0	59.8	7.3	51.0	863.6	9,889.8	2.2			
〔	キャラメル、キャンデー類〕	4	865.6	10,083.0	20.2	61.2	7.3	54.8	878.5	10,089.4	2.3					
		5	876.9	10,245.0	22.5	74.7	6.8	49.9	892.6	10,269.8	2.6					
〔	チューインガム、和生菓子等〕	3	197.0	3,184.0	12.1	125.1	1.3	11.6	207.8	3,297.5	5.8					
チ	ョ	4	195.0	3,169.0	13.0	128.8	0.9	9.7	207.1	3,288.1	6.3					
		5	191.1	3,019.0	13.9	113.1	0.7	6.9	204.3	3,125.2	7.3					
計	コ	3	2,097.4	25,699.0	47.3	247.3	23.7	167.3	2,121.0	25,779.0	2.2					
		4	2,110.0	25,977.0	50.8	260.3	23.7	177.0	2,137.1	26,060.3	2.4					
		5	2,095.3	25,736.0	57.5	263.9	22.0	159.4	2,130.8	25,840.5	2.7					
	レ	ト	菓	子												

(5) あん類

4豆年度におけるあん類の生産品は原料として使用した豆類で17万8,590tと前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん10万7,330t（前年比97.4%）、ねりあん26万940t（同99.8%）、乾燥あん3,530t（同99.2%）、合計では37万1,800tで、前年を下回った。

(6) 豆類加工品

ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、平成2年以降原料大豆処理量に換算して49万4千t（他に脱脂大豆利用2万t）で推移してきたが、5年は冷夏の影響により49万2千t（他に脱脂大豆利用1万4千t）に減少した。なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、5年末現在では19,397業者で前年より743業者の減少となっている。

イ 納豆

納豆の推定生産量は平成2年以降微増傾向にあり、5年は原料大豆処理量に換算して10万9千tとなった。なお、製造業者数は5年末現在で781業者となっている。

ウ 凍り豆腐

5年の凍り豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万1千tとなっており、製造業者数は5年末現在で14業者となっている。

エ 植物性たん白

5年における生産量は乾燥品換算で5万4千t、前年比2.3%の増加を示した。

原料別の生産比率は大豆系75%、小麦系25%、形態別では、粉末状59%、繊維状・粒状・ペースト状の合計41%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先はほとんどが食品加工業者である。

5年度は、植物性たん白食品普及推進事業を実施す

る(財)日本植物蛋白食品協会に対し、(財)食品産業センターを通じて助成し、植物性たん白に関するパンフレットの作成、加工食品業者に対するアンケート等を実施し植物性たん白の普及を行った。

オ 豆乳

5年の豆乳の生産量は2万6千t、出荷量は2万6千t、大豆使用量は3千tとなっており、主な製造業者は8社である。

カ 大豆加工食品副産物の有効利用の推進

平成2・3年度に豆腐等の大豆加工食品の製造時に発生する副産物(オカラ)の高度利用を図るため実施した大豆加工食品副産物高度利用研究開発事業の成果を踏まえ、地域の実情に即した最適な回収・利活用システムの策定(5年度は福島県地域、神奈川県全域、長野県上伊那地域の3地域)及び全国的レベルでの中長期的な有効活用の方策の検討を行う大豆加工食品副産物利用促進対策事業を実施する(財)食品産業センターに助成し、オカラの有効利用を推進した。

2 油 脂

(1) 油脂の需給動向

ア 世界の油脂事情

平成5年の世界の油糧種子及び油脂の需給については、大豆は、米国中西部の洪水により生産が大幅に減少したため、南米は増産となったものの、世界全体ではわずかに減少した。一方、ナタネはカナダが史上最高の豊作となり、世界全体でもわずかに増加した。

さて、我が国では大豆油とナタネ油の生産量が、可食油生産量の85%程を占め、しかもその原料である大豆とナタネの油糧種子は、そのほとんどを輸入に依存している。

その主な輸入国は、大豆では米国、ブラジル、中国であり、ナタネにあっては、カナダ、EU、豪州などとなっている。

ナタネについては、93年にカナダ産ナタネが大幅な増産となったが、前年のカナダ産ナタネが早霜による大幅な減産となった影響からカナダからの輸入は減少し、EU、豪州等からの輸入が増加した。

イ 全体需給動向

食料需給表(平成4年度)によれば、我が国国民1人、1日当たりの供給熱量は2,626Kcalで、そのうち油脂類は360.6Kcal(13.7%)を占めている。

油脂の総需給はこれまで堅調な伸びを続けてきたが、最近では栄養的にも油脂の消費がかなりの水準になってきていることから油脂の需要はやや鈍化し横ばい傾向にある。

なお、平成5年の油脂生産のうち動植物油脂の生産比率は18%対82%となっている。

ウ 用途別需要

食用(単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等)は228万トンで前年を2.4%上回っている。この食用の国内消費(工場出荷ベース)については、冷夏によりパンの需要が増大し、加工用油脂の生産が増加したことから、前年を上回った。

一方非食用(工業用)は景気の後退から、49万4千トンと前年を7.1%下回った。

輸出については、大半を占める魚油がイワシの漁獲減少から生産が半減しており、輸出は2万4千トンで前年(5万2千トン)に比較して大幅な減少となった。以上、需要全体としては、食用が増加、非食用が減少、輸出は大幅な減少であったことから280万トンと前年並となった。

一方、油脂の供給は、280万1千トンで前年並となった。国産原料から生産される主要油脂は、魚油、牛脂、豚脂、こめ油等に限り、大部分が輸入原料に依存している。主要な油脂としては、なたね油、大豆油で全体の51.8%を占めており、ナタネ油の生産量は76万トン、大豆油は68万3千トンとなっている。

平成5年における食用加工油脂の生産は冷夏によるパン需要の増大からショートニング等の生産が増加したため始めて70万トンを超えた。

表18 油脂の供給(原油ベース・単位:千トン)

項 目	3年	4年	5年
生 産			
植 物 油	2,217	2,263	2,289
動 物 油	707	567	512
計	2,924	2,825	2,801
前 年 比 (%)	97.6	96.6	101.1
う ち 輸 入 原 料	2,265	2,306	2,317
輸 入 油 脂	(625)	(649)	(654)
う ち 国 産 原 料	659	519	482

表19 食用加工油脂の生産(単位:千トン)

	生産量	対前年比(%)
マーガリン	183	103.1
ファットスプレッド	73	101.2
ショートニング	191	104.1
精製ラード	84	98.2
食用精製加工油脂	53	92.0
その他加工油脂	117	109.4
計	701	107.6

(2) 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料で

あり、そのほとんどを輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況による。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不足の事態に備えるため、大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっており、前年度に引き続き8万トン（食品用大豆需要の約1ヶ月分）の備蓄を実施した。このため、国としてはこれに必要な経費（金利、保管料）として、12億円を同協会に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金11億5,700万円）

3 新 食 品

新技術または新素材を用いて栄養機能、嗜好機能、生理活性機能の機能または消費者に対する利便性等を付加して製造加工された食品に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行うため、元年5月より新食品調査官及び新食品班を設置し、新食品対策を行っている。

（1）新食品の生産、流通、消費実態の調査等

新食品、新素材の生産・流通の状況等を把握するた

め、新食品・素材製造企業200社に対し食品新素材及び新食品に関する実態調査を行うとともに、食品産業における位置づけ、食生活における新食品のあり方に関する分析、検討を行うため、新食品適正普及推進事業を実施した。

（2）飲食品用機能性素材有効利用技術普及事業の実施

食物繊維、オリゴ糖等の機能性食品素材の食品への応用技術を確立、普及することにより、中小企業の製品開発の促進に寄与することを目的として、アップルファイバー、γ-リノレン酸、キトサン、D-マンニトール、ラクトスクロースの5素材を対象として、試作食品の評価等具体的な検討を行った。

（3）新包装・容器適正利用技術普及事業の実施

包装機能に優れ、かつ消費者保護、安全性の強化といった社会適応性を有する新しい包装・容器の食品への利用適性等の解明を行うことにより、高齢化社会への対応も踏まえた安全で扱い易い包装・容器等の普及を目的として、食品類別プラスチック包装容器、易開封性容器及び軟包装容器について、その機能や用途等に関する具体的な評価・検討を行った。